

「日本国憲法」試験 (2017.08.10 実施) 解説

2017.08.18.佐藤

I. 全体についての講評

1. 全体 **論理的記述を行うこと。**

- 1.設問の1. から4. は、論理的に記述することができるために設定した設問です。
- 2.前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できません。
2. 各設問
 - 1.論点は、内容を説明する形で解答すること。
 - 2.「法」は、法律(制定法)と、判決(判例)を指します。
 - 3.諸説は、説の名称でなく、内容と根拠が必要です。
 - 4.自説の述べ方は、根拠と、採用しない説への反論が必要です。
 - 5.わずかの新聞記事から事例についての判断などはできません。
 - 6.全体をみて採点しました。

II. 合格率

受験者 68 名、合格者 63 名、不合格者 5 名(ただしうち 1 名は講義未出席者)、合格率は、94.0%

成績の内訳は、A+ : 3 名(4.8%)、A : 9 名(14.3%)、B : 12 名(19.0%)、C : 39 名(61.9%)

C 評価が多くなっています。講義がわからないと、わかるうとするのではなく、放り投げてしまう人が多くみられました。なお、不合格者は、解答に日本国憲法の記述が一切ありませんでした。

素点は、シラバスでは平常点 4 割・試験 6 割ですが、実際には平常点 4.1 割・試験 5.9 割で計算しました

III. 個別問題毎の講評

①から④の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている法的論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1.選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。
2.一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。関係ない事項を記入した答案は無効。
3.採点基準 (各問 5 0 点満点、合計 1 0 0 点満点で採点する)
a)設問の 1. から 4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。
b)必要なことが述べられていれば○で 1 0 点、不十分ならば△で 5 点、関係することが何も述べられていないと X で 0 点。
c)さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に 10 点の範囲で追加点をつける。

① 芸能活動事件

朝日新聞 2007 年 05 月 26 日付参照

1. 法的論点：子どもの人権を制限する校則に拘束力があるか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：法律に校則についての明文規定はない。最高裁は学校の裁量を広く認めている
子どもの権利条約では子どもの意見表明権などが認められている
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：校則が不当、校則を厳格に適用するべきでない、処分はできない、校則に従うべき
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②外国籍理由の調停委員拒否事件

朝日新聞 2012 年 01 月 27 日付参照

1. 法的論点：外国籍の弁護士が調停委員となることは国民主権原理から禁止されるか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：国民主権とは、外国人とは、東京都管理職受験事件・最高裁判決
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：調停委員となれない、一律排除はおかしい、特別永住者も実態からすると「国民」
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③君が代不起立事件

朝日新聞 2015 年 01 月 17 日付参照

1. 法的論点：心の自由に反する行為を職務命令として強制された場合、拒否できるか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：憲法 19 条・20 条、最高裁判決(心の自由侵害の側面はあるが、拒否は選択肢の一つ)
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：拒否は選択肢の一つであり多くの人は他の対応する、本人にとっては苦痛
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

④共謀罪とパロディ

朝日新聞 2017 年 06 月 18 日付参照

1. 法的論点：共謀罪を根拠として表現の自由を制約できるか
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：憲法 21 条、二重の基準論とその理由(自己実現と自己統治)、北方ジャーナル事件最高裁判決の基準
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：差止の容認、差止の否定
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑤内申書全面開示訴訟

朝日新聞 2001 年 09 月 13 日付参照

1. 法的論点：内申書開示の可否
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：プライバシー権(内容と根拠:憲法 13 条)、最高裁判決(評点は開示、所見は非開示)
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：全面開示説、一部開示説、全面非開示説
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑥旧姓使用請求事件

朝日新聞 2017 年 01 月 25 日付参照

1. 法的論点：強制的夫婦別姓制度が憲法の平等権に反するか否か
2. 法内容：憲法 14 条(平等権)、民法の同姓婚、最高裁判決(合憲)
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：合憲(選択的夫婦別姓制度に反対)、違憲(選択的夫婦別姓制度に賛成)
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑦船岡山マンション訴訟

朝日新聞 2010 年 10 月 06 日付参照

1. 法的論点：所有権は景観権によって制約されるか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：憲法 29 条(財産権)、13 条(新しい権利)、国立マンション事件最高裁判決(景観利益を認める)
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：所有権を尊重、景観利益を認めるが大きな利益侵害のみ成立、景観権承認
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑧私大納付金返還訴訟

朝日新聞 2009 年 04 月 10 日付参照

1. 法的論点：学納金を返還しない契約を結んでいたが、入学辞退した場合に学納金は返還されるか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：契約とは、消費者契約法、学納金についての最高裁判決(授業料のみ返還)
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：契約しているので返還不要、消費者契約法にもとづき入学金のみ返還、公序良俗違反で全額返還
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑨タトゥー医師法違反事件

朝日新聞 2015 年 11 月 22 日付参照

1. 法的論点：タトゥー彫りを医師法違反とするのは罪刑法定主義に反するか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：憲法上の人身の自由権、罪刑法定主義、最高裁判決(合憲的限定解釈)
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：限定的合憲解釈、罪刑法定主義違反
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑩新学習指導要領

週刊アエラ 2001 年 04 月 30 日付参照

1. 法的論点：学習指導要領は法的拘束力を有するか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：教育を受ける権利(憲法 27 条)・社会権、学習指導要領とは、最高裁判決(国家の介入権を承認)
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：拘束力ある(法律に基づいて制定、国家の教育権説)、拘束力ない(告示にすぎない、国民の教育権説)
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑪「残業代ゼロ」法案

朝日新聞 2015 年 02 月 14 日付参照

1. 法的論点：White Collar の長時間労働は正のために高度プロフェッショナル制度は有効か否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：労働時間の上限規制、残業規制、みなし労働時間制
*部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
3. 諸説：賛成説・反対説・量的規制説
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑫生活保護費からの学資貯蓄事件

朝日新聞 2004 年 03 月 24 日付参照

1. 法的論点：将来の不安に備えての生活保護費からの貯蓄を収入認定すべきか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：生活保護法 4 条(補足性原則)、中嶋訴訟・最判(生活保護の目的に合致するものであれば可能)
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：貯蓄できるのは最低限度でないので収入認定できる、保護費の合理的利用は受給者による
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑬「安保法」違憲訴訟

朝日新聞 2017 年 03 月 31 日付参照

1. 法的論点：集団的自衛権を認めた安保法が戦争放棄の憲法 9 条に違反するか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：安保法(集団的自衛権・自衛戦争承認)、憲法 9 条(戦争放棄、戦力不保持)
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：戦争放棄、個別的自衛権(自衛戦争)容認、集団的自衛権(自衛戦争)容認
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑭関釜裁判

朝日新聞 2001 年 03 月 30 日付参照

1. 法的論点：立法や行政の裁量を広く認める司法消極主義であるべきか否か
*項目があれば、△。説明がされていれば、○
2. 法内容：権力分立(立法権・行政権・司法権)、国会が国権の最高機関、裁判官の独立、靖国神社参拝問題での憲法判断回避の最高裁判決
*部分的に述べられていれば△、全体としてほしいが述べられていれば○
3. 諸説：司法消極主義であるべき(国民主権より)、司法積極主義であるべき(憲法規範の優先)
*説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○
4. 自説
*自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

前回講義のまとめ

<論点>立法や行政の裁量を広く認める司法消極主義であるべきか否か

<法> 権力分立(立法権・行政権・司法権)、国会が国権の最高機関、裁判官の独立、靖国神社参拝問題での憲法判断回避の最高裁判決

<諸説>司法消極主義であるべき(国民主権より)、司法積極主義であるべき(憲法規範の優先)

【課題提出者数】

	4/13	4/20	4/27	5/11	5/18	5/25	6/01	6/08	6/15	6/22	6/29	7/06	7/13	7/20	7/27
保育科	69	70	64	67	68	64	68	64	63	61	66	65	66	66	65
子ども	60	60	59	59	59	58	57	54	58	58	58	59	59	59	59